

日常生活用具購入費の助成

◇制度の概要

障がい者等が日常生活用具を購入する場合や住宅改修をする場合、その費用の一部を助成します。

◇利用できる人

市内に居住地を有する障がい者、障がい児及び難病患者

※品目や改修の内容によっては助成の対象とならないことがあります。

※本人が介護保険の対象者で、同じ品目のレンタル・助成が可能な場合は介護保険制度が優先となります。

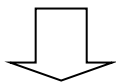
※本人が18歳以上で、本人または配偶者の市町村民税所得割額が46万円以上の場合は対象外です。

◇利用の手続き

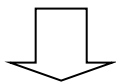
①購入前・改修前に市障がい福祉課に申請をします。

【申請に必要な書類】

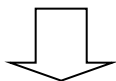
- 申請書（窓口及びHPからダウンロード）
- 世帯状況・収入等申告書（窓口及びHPからダウンロード）
- 見積書及びカタログ（業者に作成してもらってください。）
- 障害者手帳
- 難病患者の場合は、特定医療費（指定難病）受給者証
- 個人番号がわかるもの



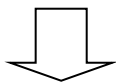
②申請内容が適切と認められた場合、自宅に[A]決定通知書＋[B]助成券＋[C]委任状が送付されます。



③[A]決定通知書を業者に提示し、物品の注文・改修工事を行ってください。



④物品が納入・改修工事が終了し、引渡しを受けたら、[A]決定通知書に書かれている自己負担額を業者に支払ってください。その際に[B]助成券と[C]委任状に署名の上、業者に渡してください。



手続き終了です。（公費負担助成金は代理受領により市から業者へ支払われます。）

◇利用者の自己負担

利用者世帯の所得状況	自己負担割合
生活保護世帯または市町村民税非課税世帯	なし
市町村民税均等割のみの課税世帯 (ストーマ装具を購入する方のみ)	購入費用(基準額)の6%
上記以外の世帯	購入費用(基準額)の10%

※購入費用が基準額を超える場合、超過分は自己負担となります。

◇対象品目

- ・特殊寝台 ・特殊マット ・特殊尿器 ・入浴担架 ・体位変換器 ・移動用リフト
- ・訓練いす ・訓練用ベッド ・入浴補助用具 ・便器 ・特殊便器 ・歩行補助つえ
- ・移動、移乗支援用具 ・頭部保護帽 ・火災警報器 ・自動消火器 ・電磁調理器
- ・歩行時間延長信号機用小型送信機 ・聴覚障がい者用屋内信号装置 ・透析液加温器
- ・吸入器 ・電気式たん吸引器 ・酸素ボンベ運搬車 ・パルスオキシメーター
- ・盲人用体温計（音声式） ・盲人用体重計 ・携帯用会話補助装置
- ・情報、通信支援用具 ・点字ディスプレイ ・点字器 ・点字タイプライター
- ・視覚障がい者用ポータブルレコーダー ・視覚障がい者用拡大読書器 ・盲人用時計
- ・視覚障がい者用音声 I C タグレコーダー ・視覚障がい者用活字文書読み上げ装置
- ・聴覚障がい者用通信装置 ・聴覚障がい者用情報受信装置 ・人工喉頭 ・福祉電話
- ・埋込型人工喉頭用人工鼻 ・人工内耳用電池（電池、充電電池、充電器）
- ・ストーマ装具 ・紙おむつ等 ・収尿器 ・居宅生活動作補助用具（住宅改修）

※対象品目それぞれに対象者の条件・物品の性能・耐用年数・基準額が設定されています。詳しくは市障がい福祉課までお問い合わせください。